

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所

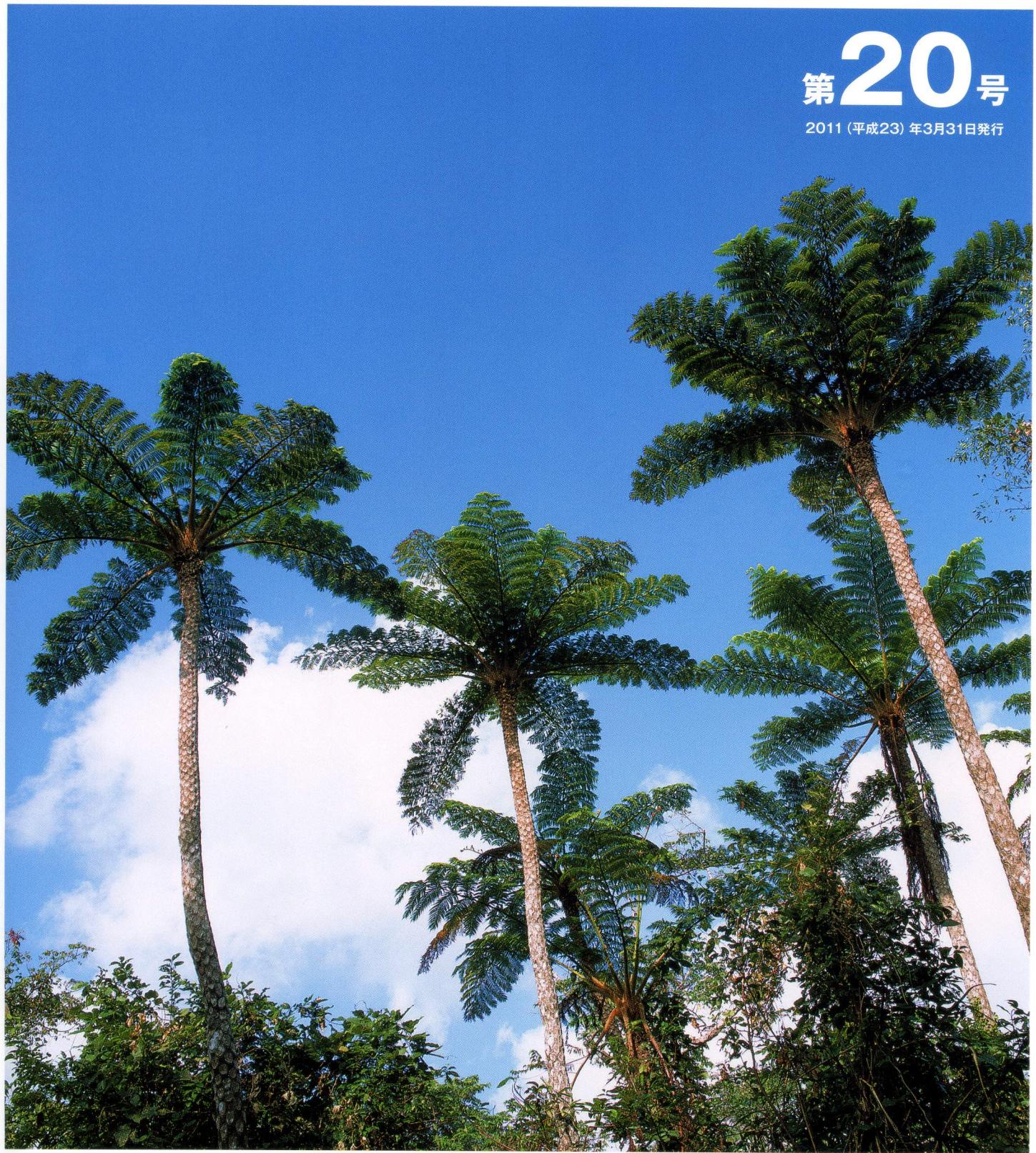
所長 稲福 日出夫

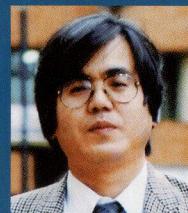
〒 901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾 2 丁目 6 番 1 号
電話(代表) 098-892-1111 (内線6115) (直通) 098-893-7967



第20号

2011(平成23)年3月31日発行





フランス少年と「最後の授業」 —あるいは、私の素性確認

所長 稲福 日出夫
(法学部教授)

以前、この所報でも少し触れたが（2003年、第11号）、アルザスを舞台にしたフランス少年とアメル先生の教室の光景、小学校6年「国語」の教材「最後の授業」が、何かにつけて想起される。

アメル先生は、少年や元村長、郵便配達人、オゼールじいさん、村の人々を前に話します。「どうしたんだ、君たちはフランス人だと言い張っていた。それなのに自分の言葉を話すことも書くこともできないのか！」日頃、フランス語の学習に不真面目であった村の人々はうなだれる。それをみて、先生は、美しいフランス語について熱心に説明し、やさしく語りかける。「ある民族が奴隸となつても、その国語を保っているかぎりは、その牢獄の鍵を握っているようなものだから」。そのうち教会の鐘が鳴り、プロシア兵のラッパが教室の窓の下で響く。先生は黒板に大きく「フランスばんざい！」と書き、頭を壁に押し当てて「もうおしまいだ…お帰り」と述べ、教壇を去る。

ドーデは、1871年から73年にかけてパリの新聞にいくつかの短編を発表し、それらを纏めて『月曜物語』（73年）として刊行した。タイトルの由来は新聞への掲載日が月曜日だったことによる。その冒頭に据えられた「最後の授業」は、1872年5月13日の『レヴェヌマン』に発表された。

この物語のなかの名セリフ、「奴隸となつても、その国語を保っているかぎりは…」は、ドーデと同じく南フランスの作家ミストラルの名句のものじりである、という。「ミストラルは、自分の母語がフランス語に食いつぶされて行くありさまに心を痛め、自らプロヴァンス語のための正書法を考えし、辞書を編み、作品を書いた」。彼には失われゆく少数者言語の運命への思念、悲情けがあった。ドーデは「名句のその美しさだけをそっくり流用」し、「フランス国家語の尖兵、アメル先生の口から発せしめたのである。このドーデの逆用の手口は、まことにあくどく、ふてぶてしいとしか言いようがない」（田中克彦『法廷にたつ言語』）。

大国の都合によって、幾度も国籍を変更させられたフランス少年をはじめ、最後の授業に集まつたアルザス人にとって、「高潔」なアメル先生の説

教は、心の奥底にストンと落ちることなく、むしろ「イホーナー」（しっくりこない）と映ったのではないだろうか。そこで生まれ育った母語を大国と「同一の言語」と認定されることに抑圧を感じたことであろう。

私の世代にとって、小学6年生といえば、1960年代前半にあたる。日本人でありたいと願っていた当時の時代状況を反映してか、学校では標準語勵行を週訓に掲げ、「国語」の学習を熱心に説いた。しかし、家庭ではウチナーグチ（沖縄口）しか話せない環境にいた子供たちも大勢いたのである。その頃の教師には、その教材に対し特別な思い入れがあったに違いない。「最後の授業」をめぐってどのような議論が沖縄の教育界であったのか、その軌跡を知りたいと思う。先に引用した田中は、こうも述べている。「あるイディオム（ことば）がさげすまれるのは、それがより上位に立つとされる国語や標準語に依存しているために、中心や標準値からはずれているという感覚のせいである」（『ことばと国家』）。

2008年5月21日、本研究所主催の講演会で「沖縄とジェンダー」について講演された勝方＝稻福恵子先生（早稲田大学）は、ご自身の氏名表記からも推察できるように、「アイデンティティ」へのこだわりを強く意識し、それに対する「作法」を丁寧に追い求めているように思われる。もちろん、そのこだわり、自覚化の過程には、高校時代の途中、郷土沖縄から東京に転校され、そこで経験していく「内なる歴史」が刻まれているにちがいない。先生は、自著『おきなわ女性学事始』のなかで「『沖縄の人じゃないみたい』といわれてホッとするなんてどうかしていると、あとで自嘲するほど屈折をくり返した果てのことである」と述懐されている。

この地の独自性の所以、素性確認を私の課題とする法政研も、4月以降、大山盛義次期所長のもとで新たな飛躍を迎えることになる。上江洲純子副所長をはじめ、これまでお世話をになった所員、新里克也課長、山入端太一係員、職員の方々に深く感謝したい。
(いなふくひでお)



「つぶやき」の政治学

所員 黒柳 保則
(法学部講師)

「ツイッター」("twitter")をご存じだろうか。¹⁾ツイッターとは、2006年7月に米国でサービスが開始された、上限140字の簡易ブログのことである。即時性・伝播性・記録性にすぐれた新しいメディアで、2008年に行われた米国大統領選の際には、民主党オバマ陣営も1年に及ぶ長く熾烈な選挙戦において情報の発信に用いた。世界の登録ユーザー数は、2010年9月の時点で、1億4500万人にものぼるという。日本においても、同年7月の時点で1600万人といわれ、特に同年1月からの半年間で、1000万人も増えたとされる。²⁾

ツイッターに投稿することを「ツイートする」というが、このツイート ("tweet") とは「小鳥のさえずり声」という意味だ。これを日本では「つぶやく」と表現している。140字というと短いようだが、何度もツイートできるので、1000字くらいの内容を7~8回に分けて連続ツイートするユーザーもいる。『琉球新報』の二本立ての社説の一つがおよそ900字であり、1000字もあれば一定のまとまりのある内容を伝えることができるだろう。また、文字とともに写真も、リンクを張るかたちで掲載することができる。

政治とメディアとの関係は深い。とりわけ政治家は、テレビやラジオに加え、1990年代初めまでは機関紙・誌やニュースレターといった紙媒体で広く有権者からの支持を調達すべく奮闘してきた。それが、1990年代半ば以降は、さらにウェブサイト、ブログ、メールマガジン、フェイスブック、そしてツイッターといったネット媒体をも利用するようになって今日に至っている。

国や自治体の政治家のツイッターによる発信を集めたウェブサイトである、『Twitterと政治(α)』によれば、2011年3月18日の時点での「日本のツイッター議員(政治家)」は、計565人にのぼる。内訳は国会議員89人、自治体首長・議員476人となっており、少なくともこれだけの政治家が、ユーザーとして日々つぶやいているのである。³⁾

ところで、紙媒体とネット媒体との差は、「広がり」と「コスト」にある。紙媒体、例えば政治家がニュースレターを送ろうとした場合、基本的に

は後援会名簿に掲載されている支持者に対するものとなり、無党派層を取り込みうるような広がりに欠ける。⁴⁾

また、比較的コストのかからない市内特別郵便を用いて発送しようとしても、1通あたり65円なので5000人に送ると郵送代だけで32万5000円もかかる。それを年4回すれば130万円だ。

これがツイッターであれば、「広がり」はインターネットによるものなので、支持者はもとより無党派層にも届きうる。ツイッターには「フォロー」("follow") という機能があり、他のユーザーにフォローしてもらえば、即ち「フォロワー」("follower") になってもらえば、投稿された政治家自身のつぶやきがダイレクトにフォロワーの「ホーム」("home") 画面の「タイムライン」⁵⁾ ("timeline") に表示される。これは大阪府の橋下徹知事も「情報伝達がダイレクトなのは政治家にとってプラストレーションがなくなる」⁶⁾ と評価している点だ。さらに、政治家がフォロワーをフォローすれば、フォロワーのつぶやきが自らのタイムラインに表示され、貴重な民意を容易に汲み上げができる。これを「相互フォロー」という。ちなみに、橋下知事のフォロワーは、2011年2月1日にツイッターを開始して1日余りで2万5000人を超えて、同年3月18日の時点では15万人に迫る勢いである。

また、ツイッターは、つぶやきに対して、「リプライ」("reply") という返事を出せる。これも、有権者と直接つながりうるので、政治家に大いに活用されている機能だ。この機能によっても、「広がり」は生まれる。ツイッターには検索機能があるので、政治家はそれを使って自分の名前や著書に言及するつぶやきを探し出してリプライする。そうすれば、場合によってはやり取りが生まれ、それによって親近感が湧き、相互フォローにつながるかも知れない。

さらに、「広がり」ということで言えば、「リツイート」("retweet") も重要な機能である。リツイートとは、他のユーザーのつぶやきを「再つぶやき」することで、公式と非公式の2種類がある。そのうちの周知を目的とした公式リツイートは投稿元

(=政治家名) がそのまま表示されるものだ。政治家がユーザーの心に響くつぶやきをすれば、他のユーザーから次々にリツイートしてもらえ(これを「拡散」という)、関心を持ったユーザーにフォローしてもらえることも有り得る。もしフォローされたら、政治家の側からもフォローし、相互フォローという状態にまで持っていくことが望ましい。

次に「コスト」であるが、ツイッターへの登録は無料である。利用料もまったくかからない。何度もつぶやいてもタダということだ。ネット環境があれば、パソコンでも、iPhoneのようなスマートフォンでも、さらには携帯電話でも利用できる。それまで負担していたネット環境の維持代金がかかるのみなのだ。ネットへの接続だけなら月に数千円から1万円で済むのである。

もちろん、ツイッターも万能ではない。政治家にとって重要なコアな支持層を固めるような範囲を区切った使い方はできにくく、むしろ自分に関心を持ってもらい有権者との「ゆるいつながり」を作ることに適したものであると言える。また、単独で利用するよりも、ウェブサイトやブログといった性質の違う他のネット媒体とリンクさせて併用した方が効果的であろう。広告用語でいうところの「メディアミックス」だ。

さらに、ツイッターはその力のみで選挙に当選できるというわけでもない。そもそも他のネット媒体と同様、規制が多く「べからず法」といわれる公職選挙法とのからみで選挙にはたいへん使いにくい。総務省の見解によれば、ツイッターを含めたネット媒体の利用が公職選挙法違反に問われるのは、それにより投票を頼むというような、「選挙運動」にあたるとみなされる場合だ。政治活動を紹介するといった投票に結びつかない、「政治活動」までは禁じていない。しかし、これ以上の基準を総務省が示していないことから、解釈は各自治体の選挙管理委員会によってまちまちで、ネット媒体の「公示(自治体の選挙であれば告示)後の更新は一切できない」との見解を示すケースもある。⁷⁾これは、ツイッターの場合、「公示(告示)後のつぶやきは一切できない」ということを意味する。こうしたことから、各候補者は、公示(告示)後は大事を取ってつぶやくのを自粛してしまいがちなのが現状だ。

2010年11月28日投票の沖縄県知事選は、現職の仲井真弘多氏と新人の伊波洋一氏の事実上の一騎打ちとなった。結果は仲井真氏の当選となつたが、この選挙戦で両氏ともツイッターを利用した

ことをご記憶されている方もいるだろう。⁸⁾同年8月25日から始めた仲井真氏は、告示前日まで自身の身近なエピソードを中心に79回つぶやいた。これに対して、2日後の同年8月27日から始めた伊波氏は、こちらも告示前日まで自身の政策を中心に238回つぶやいた。両氏とも、告示前日、即ち同年11月10日をもってつぶやきを自粛している。

政治家が有権者の支持を得る「王道」は、とにかく「接触」の機会をふやすことだ。かの田中角栄は、訪れる政治家志望者に、当選したければ日常活動として「戸別訪問3万件、辻説法5万回」をするよう説き続けたという。「2世」に対しても例外ではなく、あの小沢一郎氏にも同じことを言ったそうだ。政治家になってからも、国会議員であれば、「金帰火来」で地元と東京を往復して、「田の草取り」をせねばならない。某代議士のウェブサイトでは、「数人のミニ集会でも喜んで代議士が伺います」とある。握手という「スキンシップ作戦」もなされる。

メディアを使用した働きかけも、「接触」には違いない。ツイッターもその一つだ。ツイッターの場合、「接触」の度合いは取り敢えずフォロワーの数で計ることができるであろう。政治家がフォロワーの数を増やすには、それに相応しいメディア戦略もあるのだろうが、結局のところ地道な政治活動をして実績を挙げ、それをつぶやきの形で発信し続けるしかない。世間的にはあまり知られていない政治家が万単位のフォロワーを得ている例もある。

今後どのようなメディアが現れ、政治が、とりわけ政治家がそれをどのように活用し、広く有権者の支持を得るのだろうか。(くろやなぎ・やすのり)

注

- 1) パソコン <<http://twitter.jp/>>, モバイル <<http://mobile.twitter.jp/>>。
- 2) 金正則『1万人市場調査で読み解く ツイッター社会進化論』朝日新書、2010年、51-54頁。
- 3) <<http://politter.com/list/>>2011年3月18日。
- 4) ニュースレターを新聞の折込広告として配布している代議士の例はある。
- 5) ツイッターの基本画面であるホーム画面のなかの、つぶやきが時系列に並べて表示される部分のこと。新しいつぶやきが先頭に表示され下へ流れて行く。
- 6) 『朝日新聞』2011年2月3日朝刊(大阪本社版)。
- 7) 『朝日新聞』2010年7月15日朝刊(大阪本社版)。
- 8) 『琉球新報』2010年8月28日朝刊。

第8回

公開シンポジウム



「裁判員制度の課題と展望－
刑事裁判における市民参加の意義」

日時：2011年（平成23）年2月8日（火）13時～15時30分

場所：5号館1階 5-106教室

総合司会：小西由浩（こにし・よしひろ）氏（沖縄法政研究所所員）

基調報告：末崎衛（すえざき・まもる）氏（沖縄法政研究所所員）

個別報告：釜井景介（かまい・けいすけ）氏

（弁護士・法テラス沖縄法律事務所）

：坂上暢幸（さかがみ・のぶゆき）氏（社団法人 裁判員ネット理事）

：中野正剛（なかの・せいごう）氏（沖縄法政研究所所員）

一部

パネル・ディスカッション（個別報告者によるパネルディスカッション）

裁判員裁判は、2009（平21）年8月東京地方裁判所で初めて実施されて以来、沖縄を含む全国で行われ、2010（平22）年10月までに全国で7703人が裁判員に選ばれ審理に参加しました（最高裁判所の統計より）。沖縄県においても2009（平21）年12月の第1号事件から1年が経ち、これまでに135人が裁判員に選任されたと報じられました（2010年12月15日付琉球新報）。

刑事裁判に一般市民が参加することには大きな意義があるといわれる一方で、裁判員の負担が重い、短期間での審理が強いられることにより被告人・弁護人の防御活動が制限される等の問題点も指摘されています。近時、死刑が言い渡される事件も現れたことで、これらの問題点はさらに際立ってきているといえるでしょう。

沖縄法政研究所では、この度「裁判員制度の課題と展望」と題したシンポジウムを行います。市民、弁護士および研究者それぞれの立場から、裁判員制度の意義、問題点について議論し、今後のあるべき姿について検討したいと考えています。



末崎
衛氏



釜井
景介氏



坂上
暢幸氏



中野
正剛氏



小西
由浩氏

マイク 第27回講演会

テーマ：

「逆境の裏には宝物がある」

講演者：我喜屋 優氏

（興南高校野球部監督）

日時：2010年5月20日（木）

午後1時00分から2時30分

場所：沖縄国際大学 5号館3階 5-305教室



我喜屋 優（がきや・まさる）。玉城村生まれ。59歳。興南高校の主将として68年夏に4強入りを果たし、「興南旋風」を巻き起こした。大昭和製紙北海道で中堅手として活躍し、74年都市対抗野球で優勝し、同チームの監督も務めた。07年より母校の興南高校野球部の監督を務め、強豪チームへと育て上げた。沖縄県勢甲子園初出場から50年目の節目の今年、興南高校4回目のセンバツ出場での初優勝へと導いた。



第28回講演会

テーマ：

「ジャーナリズムの現場から－
沖縄の社会を切り開く視座－」

講演者：幸地 光男 氏
(元・琉球新報記者)

日時：2010年6月2日(水)

午後1時00分から2時30分

場所：沖縄国際大学13号館3階13-308教室



1972年に沖縄が「本土」に復帰してから、およそ40年近くの歳月が経過しました。基地問題や開発による環境破壊など復帰当時と変わらぬ諸問題を現在も抱えています。しかし昨今、普天間基地問題や泡瀬干渉埋立て問題など沖縄を取り巻く諸問題が、日本全体に関わる問題として受け止められ、全国的に報道され関心を集めています。沖縄は今まさに諸問題の解決に向けて転換期を迎えようとしています。

ご存じの通り、地元マスコミでは全国的に関心を集める以前より、これら沖縄を取り巻く諸問題を県民目線に立って取材してきました。講師自身も琉球新報の記者として、長年にわたり現場を見てきました。沖縄の社会が転換期を迎えようとしている現在、本講演を通して報道の現場から見えてきたものを学生・市民の皆様と共に、沖縄社会の変革への一助となればと考えています。



第30回講演会

テーマ：

「企業結合法制の歴史と課題」

講演者：高橋英治 氏
(大阪市立大学法学研究科教授)

日時：2011年3月11日(金)

午後1時00分～2時30分

場所：沖縄国際大学13号館3階13-309教室



平成17年改正により成立した会社法は、親会社と子会社に関する企業結合法制という立法課題を有する。企業結合法制の必要性は、古くから認識されてきたが、その立法は実現していない。現在では、民主党政権の下、法制審議会において親子会社規制ないし企業結合法制のあり方が議論されている。日本の会社法は、どのような企業結合法制を整備すべきであろうか。

本講演では、体系的な企業結合法制を規定するドイツ法を参考として、EUの動向についても言及しつつ、日本における企業結合法制度のあり方を提示する。本講演では、第一に、ドイツにおいて企業結合法制の特徴として、契約主義がとられており、契約主義における規制はどのようなものなのかについて、第二に、この契約主義および契約コンツェルンは、どのように出現したのかという歴史的経緯について、それぞれ簡単に述べ、第三に、事実上のコンツェルン規制が抱える問題として、本来子会社の保護としてあるはずの不利益補償という制度、および開示制度として機能すべきはずの従属報告書という制度について、それぞれどのようなものなのかについて若干論じ、それぞれの問題点を指摘する。その後、本講演では、将来の日本の親子会社法規制ないし企業結合法制はどうあるべきなのかに関して、第四として、従属報告書を参考とした開示制度の充実、株式会社の業務執行について調査する仕組みとしての検査役制度、また日本における開示規制として存在する注記表について論じ、第五に、日本の企業組織の特色として、企業グループにおける意思決定はどのようにになっているのかについて簡単に述べ、そのうえで、第六に、日本における親会社に対する規制について、その規制は上場会社を対象とする規制とすべきなのか、または、上場会社のみという限定はすべきではないのかという点、親会社のほかに、自然人も規制を受けるとすべきなのかという点、および、親会社の責任は無過失責任と過失責任とに分ける規制または過失責任による統一的な規制とすべきなのかという点について私見を提示する。



第31回研究会

テーマ：
「基地と法」

報告者：上江洲純子 氏（沖縄法政研究所副所長）

日時：2010（平成22）年3月30日（火）

午後 10 時 40 分～

場所：沖縄国際大学 13号館 1階 会議室

共同研究「基地と法」の中間報告



第32回研究会

テーマ：
**「“宮森小学校米軍ジェット機墜落事件”
と“沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落
事件”を考える—平和学実習を通して—」**

報告者：石川朋子 氏
(本学非常勤講師・沖縄法政研究所特別研究員)

日時：2010（平成22）年3月30日（火）

午後 2 時 00 分～

場所：沖縄国際大学 13号館 1階 会議室



2009年は、石川・宮森小学校米軍ジェット機墜落から50年、宜野湾・沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落から5年の年であった。

宮森小学校米軍ジェット機墜落事件は、1959年6月30日、午前10時30分頃、嘉手納基地第313空軍師団所属のF100Dジェット戦闘機が、石川（現在うるま市石川）の宮森小学校近くの6区5班の民家に激突し、宮森小学校のコンクリート校舎に激突。墜落、炎上し、住民6人、児童11人の死者、負傷者210人（内児童156人）、住家17棟、公民館1棟、同小学校3教室を全焼、住家8棟半焼した事件である。

沖縄国際大学米軍機墜落事件は、2004年8月13日、午後2時15分頃、米軍普天間基地所属のCH-53D型が、宜野湾市の沖縄国際大学1号館に接触・炎上墜落した事件である。

両事件について、平和学ゼミでは2009年4月から調査を行った。本報告は、その調査から両事件について考える。



第33回研究会

テーマ：
**「台湾と国際政治－戦後国際
スキームの矛盾の象徴として－」**

報告者：山岸 健太郎 氏
(中京大学国際教養学部非常勤講師・
沖縄法政研究所特別研究員)

日時：2010年7月9日（金）

午後 1 時 00 分から 2 時 30 分

場所：沖縄国際大学 13号館 1階会議室



近い将来、日本を抜き GDP 世界2位になることが確実視されるなど、中国の経済的地位の上昇が著しい。同時に中国は、国連安保理常任理事国・核保有国でもあり、自らを途上国と規定しつつ大国の地位にあるという特異な国家である。

1971年、中国は国連の中国議席に座り国際社会に復帰したが、中国と入れ替わるように国際政治の舞台から退場したのが台湾だった。東西ドイツと南北朝鮮が、それぞれ正統性を主張しつつも国連に同時加盟したのとは対照的に、台湾が現在も、多くの主要国際機関から排除されている状況は続いている。

相当規模の人口・経済力を有し、確固としたアイデンティティを持ちつつ、2300万人の声が国際社会に反映されず、国際社会の側からもアクセスし得ない台湾の置かれている状況は、戦後国際スキームが産み落としたものである。その矛盾と台湾の外交政策を考察することで、沖縄の置かれている状況を考えるために一助としたい。

第34回研究会

テーマ：

「政府の保障事業における重複填補の回避」

報告者：田中 稔 氏

(沖縄法政研究所所員)

日時：2010年10月5日(火)

午前10時45分～

場所：沖縄国際大学 13号館1階会議室



ひき逃げや無保険車による自動車事故の被害者は、他に救済のない場合に、最低限度の救済を政府の保障事業から受けている。しかし、現実には、自賠責保険よりも少額の給付しか保障事業は被害者に対して行っていない。

被害者が受給資格を有する社会保険からの給付で事故による損害の填補を受けるべき場合には、重複填補を避けるため自賠責保険でも保障事業でも給付の調整が必要になる。最高裁平成21年12月17日判決が将来の年金給付のすべてを保障事業のする給付から控除する実務を追認したため、自賠責保険との格差が温存されることとなった。

本報告では、社会保険からの給付の控除範囲を定める自賠法73条1項他の規定を手がかりとして、自賠責保険との格差が保障事業の性質に由来しているが、自賠責保険と同様の水準で被害者を救済しようとしていることを論証する。

第35回研究会

テーマ：

「沖縄県における産業財産権の現状と沖縄型知財経営」

報告者：有賀 俊二 氏

(2級知的財産管理技能士 [龍マーケティングコンサルタント事務所]、本学非常勤講師)

日時：2010年10月29日(金)

午後3時00分～5時00分

場所：沖縄国際大学 13号館1階 研究所会議室



近年、沖縄県内においても、特許や商標などの産業財産権に関するトラブルが新聞等で報道される機会が多くなった。これらのトラブルの要因として、県内企業や産業界における産業財産権に対する知識や経験の不足が指摘されている。

本報告では、県内における特許と商標の出願・登録の現状についての調査とデータの集計に基づいて、沖縄県の産業財産権についての地域的特徴を明らかにし、この地域特性を生かした中小企業中心の産業財産権の有効活用について検討する。

企業経営の一つの戦略ツールとしての特許権や商標権、また地域の産業構造を踏まえた沖縄型知財戦略について関心をもつ多くの方々の参加を望みます。



第36回研究会

テーマ：

「米軍政下の大東諸島における『ka』
『自治』制度の施行と展開－天然
資源と政治行政－」

報告者：黒柳 保則 氏
(沖縄法政研究所所員)

日時：2010年1月28日(金)
午後2時00分～3時30分

場所：沖縄国際大学 13号館3階 13-306 教室



大東諸島は、南大東島、北大東島、および沖大東島（ラサ島）からなり、戦前期の人口は、最盛期でおよそ7400人である。南・北大東島は、玉置商会・東洋製糖・大日本製糖（日糖興業）といった諸会社が所有権を持ち、糖業や燐鉱業を経営しており、沖大東島は、ラサ島燐鉱（ラサ工業）が所有権を持ち、燐鉱業を経営していた。プランテーションによる農業やモノカルチャー経済を経験したといえる。

大東諸島には、市制や町村制が施かれず、従って市町村が置かれることもなかった。こうした「市町村空白」地域は日本でも稀である。

ところが、米軍政下の1946年6月になって、ようやく沖縄民政府によって南大東村と北大東村が置かれ「自治」制度が施行された。また、同年7月には沖縄民政府大東支庁が置かれ、1948年3月まで続いている。当時の人口はおよそ2300人であった。

本報告では、①なぜ米軍政下において「自治」制度が施行されたのか、②それはどのような内容のものであったのか、そして③それは米軍政下「琉球弧」政治行政史上どのように位置づけることができるのか、という点について考察したい。



第37回研究会

テーマ：

「倒産法と労働法の交錯」

報告者：中島 弘雅 氏
(慶應義塾大学法科大学院教授)

日時：2011年3月14日(月)
午後3時00分～4時30分

場所：沖縄国際大学 13号館1階 会議室



企業が倒産した場合に生じる労働法上の問題は、大きく、(甲)労働者の解雇を中心とする雇用と労働条件の確保をどのように図るかという問題と、(乙)労働債権（給料債権、退職手当請求権）の確保の問題に分けることができる。特に破産手続のような清算型倒産手続では、債務者会社の資産と負債を確定し、財産を換価しながら、その清算価値を債権者に公平に分配することが手続の目的であるから、労働法的には労働債権の確保が中心的課題となることが多い。

これに対し、民事再生や会社更生のような再建型倒産手続では、債務者会社やその事業を維持しながら、関係者の利害を公平に調整することが目的であるから（民再1条、会更1条）、労働法的には、労働債権の確保よりは、むしろ、債務者会社やその事業の再建過程で発生する人員整理の公平な遂行や、労働組合や労働者が企業の再建過程にどのように関与するのかが重要な課題となってくる。JALの会社更生事件でも、パイロットや客室乗務員の整理解雇が問題となったことは、周知の通りである。もっとも、清算型の破産事件においても、破産手続の中で事業譲渡が行われる場合には、同様の点が問題となる。

わが国の倒産法制は、ここ10年余の間に大きく様変わりしたが、本報告では、現行倒産法制を前提に、倒産法と労働法の交錯するいくつかの問題について若干の検討を行うことにしたいと思う。

活動報告
「法律相談」

今年度は、6件の法律相談があった。労働関係（1件）、消費者契約関係（2件）、不動産賃貸関係（1件）、ハラスメント関係（2件）で、それぞれ専門の所員が相談に応じた（ただし、2件はキャンセル）。

2010年度 沖縄法政研究所所員名簿

NO.	役職	氏名	所属	研究テーマ
1	所長	稻福 日出夫	法学部法律学科	教授 郷土の生んだ法律家佐喜真興英とグリム兄弟の法学観
2	副所長	上江洲 純子	法学部地域行政学科	准教授 倒産手続間格差是正問題について
3	所員	徳永 賢治	法学部地域行政学科	教授 多元的法体制論
4	所員	前津 榮健	法学部地域行政学科	教授 情報公開及び個人情報保護制度の諸問題
5	所員	照屋 寛之	法学部地域行政学科	教授 市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
6	所員	小西 由浩	法学部地域行政学科	教授 犯罪予防論
7	所員	脇阪 明紀	法学部法律学科	教授 株式、とくに株券について
8	所員	井端 正幸	法学部法律学科	教授 近代フランスにおける議会制の展開
9	所員	田中 稔	法学部法律学科	教授 不動産登記制度、損害賠償
10	所員	佐藤 学	法学部地域行政学科	教授 地方自治、アメリカ政治
11	所員	武田 一博	法学部地域行政学科	教授 ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
12	所員	熊谷 久世	法学部地域行政学科	教授 生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
13	所員	中野 正剛	法学部法律学科	教授 犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
14	所員	井村 真己	法学部法律学科	教授 アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
15	所員	芝田 秀幹	法学部法律学科	教授 西欧政治思想史
16	所員	比屋定 泰治	法学部法律学科	准教授 國際機構研究、國家の裁判権免除と基地訴訟の研究
17	所員	吉次 公介	法学部地域行政学科	准教授 1960～70年代の日本外交史
18	所員	平 剛	法学部地域行政学科	准教授 公的支出に関する実証分析
19	所員	末崎 衛	法学部法律学科	准教授 税法と民法などの私法との関係
20	所員	金城 和三	法学部法律学科	講師 動物生態学
21	所員	黒柳 保則	法学部地域行政学科	講師 米軍制下の奄美 沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
22	所員	野見 収	法学部地域行政学科	講師 イデオロギーと無意識の関係についての教育的考察
23	所員	大城 明子	法学部地域行政学科	講師 CALL 教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
24	所員	坂本 達也	法学部法律学科	講師 ①結合企業における従属社会の債権者保護—英國法を中心に ②公開買付規制—英米法を中心に③結合企業法—米国法を中心に
25	所員	船越 優子	法学部法律学科	講師 コモン・ローにおける信義誠実の原則
26	所員	澤 泰人	法学部法律学科	准教授 日英語物語文における事態認識の様式と言語表現の差異に関する翻訳論的アプローチ—認知言語学の枠組みから—
27	所員	原田 優也	産業情報学部企業システム学科	教授 商学概論、マーケティング情報処理
28	所員	カレン・ルパーダス	産業情報学部産業情報学科	教授 親族関係と慣習法・法律上の女性・法律用語
29	所員	洲鎌 博克	産業情報学部産業情報学科	准教授 新金融商品と税法について
30	所員	漆谷 克秀	総合文化学部英米言語文化学科	教授 ドイツ現代叙事詩、パウル・ツェラーン研究
31	所員	砂川 かおり	経済学部地域環境政策学科	講師 米軍活動に係る環境政策・法研究
32	専任 所員	大山 盛義	法学部地域行政学科	教授 非対等な当事者間の契約に生じる諸問題

2010年度 沖縄法政研究所 特別研究員名簿

NO.		氏名	職・肩書き等	専門分野
1	○	友利 博明	友利博明税理士事務所代表者	税務相談税務代理
2	○	三木 健	前琉球新報社 副社長	沖縄文化
3	○	森尾 忠憲	流通経済大学 教授	政治学
4	○	小泉 勝	小泉勝司法書士事務所 代表者	司法書士業務関係
5	○	福里 芝人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科 専任講師	民法
6	○	仲地 博	琉球大学法科大学院 教授	行政法・憲法
7	○	海老澤 美廣	弁護士	国際私法、国際民事訴訟
8	○	前田 成東	東海大学 教授	行政学
9		成田 善一	琉薬前社長	商法
10		知念 賢諭	浦添市建設部道路課	政治学
11	○	福里 盛雄	沖縄国際大学 名誉教授	身分法
12	○	宮平 魏秀	沖縄国際大学 名誉教授	物権法
13	○	松田 朝徳	松田朝徳法律事務所 代表者	民事・司法改革
14	○	朝崎 岬	浦添市総務部市政情報室 主幹	行政法
15	○	比屋根 照夫	琉球大学 名誉教授	政治思想史
16	○	田澤 元章	名城大学 准教授	商法・金融法
17		山本 研	明治学院大学法学部 准教授	民事訴訟法、倒産法
18		緑間 榮	沖縄国際大学 名誉教授	国際法
19		緑間 英士	Earth 進学塾 常勤職員(公民科講師)	国際法
20		篠田 四郎	名城大学大学院法務研究科 教授	企業法、知的所有権法
21		木村 裕三	名城大学法学部 教授	刑法学(刑事政策)
22		増田 雅暢	内閣府参事官(少子高齢化対策第一担当)	社会保障法
23		金城 和昌	社会福祉法人 緑樹会 常務理事	介護保障
24		山田 恵子	元沖縄大学講師	高齢者福祉
25		黒島 健	石垣市副市長	地方行政・法制・情報公開
26		中原 俊明	琉球大学 名誉教授	商法
27		大内 義三	亜細亜大学法学部 教授	民事訴訟法
28	○	新屋敷 文春	沖縄国際大学 名誉教授	DNA鑑定方法論
29	○	上地 一郎	名古屋大学大学院法学研究科 特任講師	沖縄法制史
30	○	豊田 雅幸	立教大学立教学院史資料センター学術調査員	日本近現代史、日中関係史、大学史
31		垣花 豊順	沖縄県労働委員会会长	刑事訴訟法
32		阿波連 正一	静岡大学法科大学院 教授	沖縄の土地問題

2010 年度 沖縄法政研究所 特別研究員名簿

NO.		氏 名	職・肩書き等	専門分野
33		下地 勝	サポート・オフィスみらい(社労士・行政書士事務所)所長	労働法・社会保障法
34		奥田 敦	慶應義塾大学総合政策学部教授	イスラームの法と社会
35		伊志嶺 恵徹	元沖縄国際大学法学部教授・琉球大学名誉教授	胎児の人権について
36		伊波 和正	沖縄国際大学名誉教授	イギリスの少年法、コモン・ロー関係、少年法関係
37		儀部 和歌子	弁護士(儀部和歌子法律事務所)	憲法
38		石川 朋子	沖縄国際大学 非常勤講師	社会学
39		屋良 栄作	那覇市議会議員	政治学
40	○	羽月 章	愛媛大学法学部 准教授	民法学(子どもの権利の保護)
41	○	我部 政男	山梨学院大学名誉教授	日本近現代史
42	○	土江 真樹子	滋賀大学経済大学 特任准教授	沖縄戦後美術、沖縄返還、沖縄戦など
43	○	安次富 哲雄	琉球大学 名誉教授	民法学
44	○	仲宗根 忠真	弁護士(うるま法律事務所)	憲法
45	○	仲宗根 京子	沖縄大学 非常勤講師	商法
46		向井 洋子	筑波大学院後期博士課程在学中	アメリカ研究、アメリカ政治史、社会保障研究
47		Robert D.Eldridge	米国海兵隊在日海兵隊基地外交政策部(G-5)次長	日本政治外交史、日米関係論、戦後沖縄史
48		崔 鐘植	九州大学大学院法学研究員	刑事政策・少年法、日韓刑事法比較
49		鎌田 晋	琉球大学大学院法務研究科生	国際民事訴訟法
50		田中 利昌	NPO 愛知ネット職員	ボランティアコーディネート論、NPO 論
51		高橋 一行	明治大学経済学部 専任教授	政治思想史、政治学方法論、教育行政
52	○	山岸 健太郎	中京大学国際教養学部 非常勤講師	国際関係論中国外交論

○印は新規特別研究員(2010 年度) ○印は更新(2010 年度)



損害賠償額の算定期

所員 田中 稔（たなか・みのる）
(法学部教授)

損害賠償法は日常的な人ととの間の争いの後始末を一手に引き受ける重要な法制度である。その一例として、売主が売買された物を引き渡さない場合やある者の所有物が他人に壊された場合には、ある時点における物の価格が損害賠償金として支払われることによって紛争は解決される。しかし、物の価格の変動により影響される損害賠償額の算定期に関する規定は現行法にはないため、多くの裁判例や学説により盛んに議論されてきた。

価格変動は、価格が上昇傾向にある価格上昇型、逆に下落傾向にある価格下落型、中間最高価格のある中間最高型に分けられる。

わが国の判例は、不法行為では、不法行為時の時価に相当する積極損害に、その後の価格騰貴による得べかりし利益を加算している。これに対し、債務不履行では、当初、戦乱や戦勝などの特別の事情による価格騰貴を、現在では、価格騰貴一般を特別の事情と解しており、履行不能の事案では不能時が原則となるが、不能後の価格騰貴による損害は得べかりし利益である。履行遅滞による契約解除では原則となる時点がない以外は同様である。判例は価格の算定期をいずれにせよ損害賠償の範囲にゆだねている。

当初の判例は賠償権利者に価格算定期を選択させていた。もっとも、時価に相当する転売利益を同人が得べかりし証明がないと当時の学説から批判された大審院判決の大部分は問題の利益を転売利益とは明言しない。むしろ、価格騰貴まで物を保有すべかりし利益とみると、大審院が目的物を転売済の2件の事案でのみいずれも騰貴価格に相当する損害の賠償を認めなかった点も理解できる。価格上昇型では、口頭弁論終結時が基準になりうるならば、それ以前の時点を採用する障害はない。

しかし、中間最高型では中間最高価格は転売利益とみざるをえない。富喜丸事件判決前の判例は、

具体的な転売契約が存在したときは転売利益を特別損害とみる債務不履行とは異なり、不法行為では民法416条の問題とせず賠償を肯定していた。富喜丸事件判決（大審院連合部大正15年5月22日判決）は、一般に民事責任の範囲を相当因果関係のある損害にとどめるべきとして（相当因果関係説）、同条を相当因果関係の規定と解して不法行為への類推適用を肯定し、不法行為における抽象的な転売利益をはじめて特別損害とみたのである。学説は、不法行為・債務不履行後の価格騰貴による損害の賠償についての一般的な判断枠組（以下では「富喜丸準則」という）が示されたものとして、いったん同判決に追随した。

もっとも、騰貴価格に相当する利益を賠償権利者が得べかりしと認定しながらその予見可能性を否定する裁判例は見あたらない。中間最高型では実質的には富喜丸準則は得べかりし利益の証明を賠償権利者に負わせる点でのみ機能しており、しかも、証明に成就している事例も少なくない。中間最高価格に関する限り、富喜丸事件の解決には416条の類推適用は、請求をやはり退けた原審のように、必要ではなかった。また、不法行為への同条の類推適用はその後の裁判例を見る限り二次侵害の帰責や人身損害においては行われていないに等しい。富喜丸事件判決の射程は、賠償範囲に關しても価格の算定期に關しても、現実にはきわめて限定されていた。

中間最高価格の賠償を否定して歓迎された富喜丸準則はその後、口頭弁論終結時等の特定の有意味な時点の採用を制限すると考えられた。わが国の戦後経済がそうである価格上昇型では不法行為時などの価格を基準に賠償が認められても勝訴判決後に同種の物は入手しがたい。また、加害なかりせば賠償権利者は中途で処分等しない限り物を現在も保有していたであろう。昭和30年代前半より谷口知平らが口頭弁論終結時を価格算定の原則とする。もっとも、価格上昇型では最高裁も同時点を事実上の原則としている。

昭和30年代以降、立法過程等の研究を通じて、416条は契約責任に固有な規定であると次第に理解されてゆく。その際、相当因果関係説への批判的検討の対象として、富喜丸準則が平井宜雄や北川善太郎などにより批判的に検証された。平井と北川はいずれも、算定時期が、事実としての損害の金銭的評価という、賠償範囲とは別個の問題であると主張し、現在の学説がこれに賛同する。もっとも、平井が金銭的評価を裁判官の裁量にゆだねた実質は賠償権利者の得べかりし利益であるのに対し、北川が、不法行為時、債務不履行時、解除時、口頭弁論終結時などの法的に他の時点とは区別されうる複数の時点を実体的に賠償権利者に選択させることで金銭的評価の対象とするのは侵害された権利自体であるといえる。

判例は、不法行為では、損害賠償請求権発生時の時価を積極損害とし、価格上昇型や中間最高型ではこれに得べかりし利益の加算の余地を残し、価格下落型で行為時の時価により算定する。平井は特定の時点に実体的な意味を与えていないが、得べかりし利益を裁判官に金銭評価させることで、基本的に判例の判断枠組を承認しているといえる。また、価格算定の問題に関する限り、判例は不法行為時の時価を最低限度の損害賠償としている。理論構成のやや異なる履行不能でも基本的には同様である。解除時や口頭弁論終結時の時価も得べかりし転売利益とはされていない。判例は北川の立論を先取りしているともいえる。

判例法理の不明な点をあげれば解除の場合である。第一に、価格下落型において履行期を採用するのか、価格上昇型で解除後の時点を基準に使うのか、などが疑問である。問題の淵源の一つは解除と併存する損害賠償の性質が解明されていない点にある。確かに、債務者の不履行により解除をせざるを得なかった債権者に契約が目的とした利益の実現を断念させることは酷である。しかし、契約が解除されると、当事者は相手方に契約の履行を求めることができないのであるから、契

約が履行されたならばあったであろう状態を損害賠償により実現させることには矛盾がある。通説・判例は、債務不履行による損害賠償と解除とともににする損害賠償とは性質を同じくするというが、理論上本質的な問題が残されたままであることが解除における価格算定の時期の問題を混乱させていている。

賠償権利者が失いまたは取得せざる物が種類物であるならば、代替取引により代物入手して損害を軽減しうるにもかかわらずそれをせざる賠償権利者がそうした損害を賠償請求しえないという最近有力となりつつある見解によれば、代替性のない特定物において口頭弁論終結時が原則となる。種類物では、代替取引が法的に可能になる契約解除時が算定時期の原則となり、解除後の時点にはよれない。損害軽減義務は従来過失相殺（民法418条）の問題の一部として論じられる傾向が見られた。最高裁平成21年1月19日判決は、事業用店舗の賃貸人の修繕義務違反を理由に、カラオケ店を営む賃借人が休業を余儀なくされて被った営業利益の喪失を一般に通常損害と認めながら、賃借人が他の場所で営業を再開するなどの対応をすべき時期以降の分の賠償を認めなかった。損害軽減義務は、賠償範囲画定基準と位置づける余地が現行法にもあるなら、賠償範囲論としての側面を持つ価格算定の時期の問題でも有用であり得る。

ところで、周知のように現在、法制審議会で債権法改正に向けた作業が行われている。今のところ詳しい内容は不明であるが、算定時期に関する規定が新設され基本的には判例の枠組が尊重されるようであり、損害軽減義務の導入も予定されている。

損害賠償額の算定時期はこれまでも損害賠償法における重要な問題の一つであったが、今後の展開も注目される（詳しくは拙稿「わが国における損害賠償額の算定時期」沖縄法政研究12号（2009）参照）。

編集後記

2期4年にわたって研究所を運営してきた稻福日出夫所長、上江洲純子副所長が今期で退任し、2011年度からは新体制で活動がスタートします。今後ともご協力ご支援をよろしくお願いします。
2011年3月11日、東北関東大震災が発生し、続いて福島原発事故も起きました。被災者、被害者の方々に心よりお見舞い申し上げます。この大災害は法学・政治学系の研究領域にも少なからず影響を与える、大きな社会現象であろうと考えています。
(大山)

